



NEWS
01

3/1(金)から戸籍謄本の取得や 戸籍の届け出が便利になります

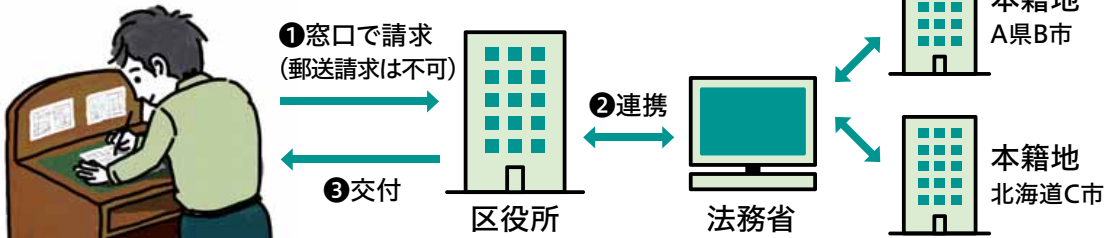
婚姻届の届け出に必要な戸籍謄本の添付が不要に

3/1(金)から、全国の市区町村と法務省のシステムが連携され、本籍地が遠くにある方でも、お住まいや勤務先の近くなど、全ての市区町村の窓口で戸籍謄本と除籍謄本を取得できます。また、システムの連携に伴い、婚姻届や転籍届などの提出時に、戸籍謄本の添付が不要になります。

詳細 住民情報課 ☎211-2296

開始日	3/1(金)
取得できる証明書	戸籍謄本、除籍謄本。一部事項証明書や戸籍抄本、電子化されていない戸籍は本籍地のみで取得可
請求できる方	本人のみ(郵送や代理人の請求は不可)
取得できる範囲	本人、配偶者、父母、祖父母、子、孫
必要書類	顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)
手数料	戸籍謄本は450円、除籍謄本は750円

●取得の流れ



ここが便利①

本籍地が遠くにある方でも、最寄りの市区町村の窓口で請求できる！

ここが便利②

必要な戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1カ所の市区町村の窓口でまとめて請求できる！

3/8(金)から火葬場の利用方法を変更

火葬場の利用には事前予約が必要に

詳細



NEWS
02

市の火葬件数は年々増加していることから、火葬場の混雑緩和に向け、これまでの到着(受け付け)順に火葬する方式から、葬儀業者が予約システムにより火葬日時を事前に予約する方式へと変更します。葬儀業者を利用しない場合は、直接火葬場へ電話連絡の上、予約が必要です。

詳細 保健所施設管理課 ☎622-5182

里塚斎場 ☎883-1561

山口斎場 ☎691-3636

開始日	3/8(金)の火葬から。予約システムは3/1(金)から稼働
火葬場	里塚斎場(清田区里塚506)、山口斎場(手稲区手稲山口308)
予約方法	葬儀業者が火葬日の1週間前から当日8時までに、インターネット上の予約システムから火葬日時を予約。葬儀業者を利用しない場合は、利用する火葬場に火葬日の1週間前から前日17時までに電話で予約

